

# 千葉明德短期大学 学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 千葉明德学園の建学の精神「明德を天下に明らかにせんとする者は、まずその知を致せ」に基づき、本学は、学芸を教授し、自己の涵養を促し、社会に貢献する英明を育て、乳幼児及び児童の教育・保育に資する人材養成を目的とする。

### (教育目標)

第1条の2 前条の目的を達成するために、「いのちをみつめ、教育・保育に関する実践知を深め、学際的に考察し、保育の営みを創造する保育者を養成する」ことを、教育目標とする。

### (自己点検・評価)

第1条の3 本学は教育研究水準の向上に資するため、本学の教育研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価の項目、実施体制については、別に定める。

### (認証評価)

第1条の4 前条の自己点検・評価に加え、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとし、その結果を公表するものとする。

### (FD、SD)

第1条の5 本学は、教育内容及び方法等の改善を図るための組織的な研修及び研究（FD）を実施するものとする。また、管理運営及び教育研究の支援のための能力開発（SD）を実施するものとする。

2 前項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

### (学科及び学生定員並びに所在地)

第2条 本学において設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保育創造学科	100名	200名

2 本学が設置するすべての学科は、千葉県千葉市中央区南生実町1412番地に置く。

### (修業年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は、4年を超えて在籍することはできない。ただし、休学期間は除く。

## 第2章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期及び授業期間)

第5条 学年を分けて次の2期とする。ただし、履修上必要な場合は、前期期間中に後期開講科目の授業を、また、後期期間中に前期開講科目の授業を行うことができる。

前 期	4月 1日から	9月30日まで
-----	---------	---------

後 期 10月 1日から 3月31日まで

2 1年間の授業期間は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。  
(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日

夏季休業 8月 1日から9月15日まで

冬季休業 12月23日から1月 6日まで

(休業日の変更)

第7条 学長は、教授会の審議を経て前条の休業日を変更し又は臨時に休業日を設けることができる。また、学長は、教授会の審議を経て休業日に授業・実習を行うことができる。

### 第3章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者  
(高等学校卒業程度認定試験規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定試験規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) 本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第10条 入学志願者は、本学指定の書式による入学願書に入学検定料又は出願料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者に対しては、「入学者選抜規程」により選考を行い、教授会の審議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び許可)

第12条 前条の合格通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

(転入学・再入学)

第13条 本学に転入学、再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選

考の上相当年次に入学を許可することができる。

(社会人の入学)

第14条 (削除)

(帰国子女の入学)

第15条 (削除)

(外国人留学生の入学)

第16条 (削除)

(退学)

第17条 退学しようとする者は、事由を具し、連帯保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学及び復学)

第18条 疾病その他止むを得ない事由により引き続いて3ヵ月以上修学することが困難な者は、事由を具し、連帯保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、1年を超えてはならない。ただし特別の事情がある場合は、願い出により更に1年以内に限り延長することができる。

3 休学の事由が消滅した場合は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍を決定する。

(1) 病気その他の事由により成業の見込みがないと認める者

(2) 在籍4年を超えてなお卒業し得ない者

(3) 所定の授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 休学期間を過ぎて、復学、退学いずれの手続きもしない者

(5) 本学に2年以上在籍し、教授会の審議により、卒業不可となった者の内、所定の期日までに手続きを行わなかった者

#### 第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第20条 本学の授業科目は、教養基礎科目及び専門科目とする。

(科目、単位数及び授業時間数)

第21条 授業科目の種類、単位数及び授業時間数は別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間以上の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間以上の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の修得)

第23条 学生は、第21条別表に示す必修単位を含み、合計62単位以上を修得しなければならない。

(メディアを利用して行う授業)

第23条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する科目については、シラバス内の履修要項において定める。

3 第1項の授業により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(既修得単位の認定)

第24条 他の大学若しくは短期大学において修得した単位、又は本学の科目等履修生として修得した単位があるときには、当該大学等の発行する単位修得証明書等に基づき、教授会の審議を経て、30単位を超えない範囲で、学長は本学の単位として認定することができる。

(免許・資格の取得)

第25条 本学において修得できる免許及び資格は、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格とする。

2 幼稚園教諭の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

3 保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(履修の届け出)

第26条 学生は、各学年の始めにその年度に履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

(保育士資格に係る授業の定員)

第26条の2 保育士資格に係る必修科目及び選択必修科目については、1授業あたりの履修者は50名を超えないこととする。ただし、講義科目は除く。

## 第5章 学習の評価及び卒業の認定

(単位の認定)

第27条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等による学習の評価を受けるための資格については別に定める。

(学習の評価)

第28条 試験等の評価は、100点を満点とし、90点以上をS、90点未満80点以上をA、80点未満70点以上をB、70点未満60点以上をC、60点未満をDとし、C以上を合格とする。

2 前項の評価について必要な事項は、別に定める。

(追試験等、再試験等)

第29条 疾病その他止むを得ない事情によって試験等を受けることができなかった者に対しては、追試験等を行うことができる。

2 試験等に不合格となった者に対しては、再試験等を行うことができる。

(卒業の認定)

第30条 本学に2年以上在籍し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の審議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 前項により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

## 第6章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用

(学費の金額)

第31条 本学の入学検定料、入学金、設備費、授業料等の金額は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料又は出願料 30,000円

(2) 入学金 300,000円

(3) 設備費 150,000円

(4) 授業料 765,000円

(5) 運営費 130,000円

(6) (削除)

2 前項の規定にもかかわらず、別途、規程に定めるところにより、前項各号の学費を減免することができる。

(納入方法)

第32条 入学金は、入学手続きの時納入しなければならない。

2 設備費、授業料等は、2期に分割して納入するものとし、前期は3月、後期は9月の所定の期日までに納入しなければならない。

3 一旦納入した学費は原則として返還しない。ただし、止むを得ない事由により退学する場合等は、別途定めるところにより返還する場合がある。

(休学者の学費)

第33条 休学者の学費は、運営費のみとし、その他の学費はこれを免除する。

## 第7章 教職員組織

(教職員組織)

第34条 本学に次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、事務職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 学長は、必要に応じ、次の教職員を置くことができる。

副学長、学科長、助教、助手、その他職員

## 第8章 教授会、各種委員会

(教授会)

第35条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第36条 教授会は、教授、准教授、講師及び助教の専任教員をもって組織する。

2 前項にかかわらず教授会が必要と認めたときには、その他の教職員を加えることができる。

きる。

(審議事項)

第37条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(その他)

第38条 教授会について、本学則に規定しない事項は、別に定める。

#### 第8章の2 教育実践検討会 (削除)

(目的及び設置)

第38条の2 (削除)

(組織)

第38条の3 (削除)

(その他)

第38条の4 (削除)

#### 第8章の3 第三者評価 (削除)

(目的)

第38条の5 (削除)

(評価の基準及び方法)

第38条の6 (削除)

#### 第8章の4 外部評価委員会 (削除)

(外部評価委員)

第38条の7 (削除)

(その他)

第38条の8 (削除)

(運営会議)

第38条の9 (削除)

(運営会議の構成)

第38条の10 (削除)

(報告等)

第38条の11 (削除)

2 (削除)

3 (削除)

4 (削除)

(その他)

第38条の12 (削除)

(各種委員会)

第38条の13 教授会は、教授会に属する教員のうちの一部の者をもつて構成される各種委員会を置くことができる。

2 教授会は、各種委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 各種委員会について、本学則に規定しない事項は、別に定める。

## 第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

第39条 本学の学生以外で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者は、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第40条 科目等履修生として入学できる者は、第9条の資格を有する者とする。

(入学の出願)

第41条 科目等履修生として入学を希望する者は、本学所定の入学願書に修得を希望する授業科目を記入して願出しなければならない。

(入学の選考)

第41条の2 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。

(単位の授与)

第42条 科目等履修生が授業科目を履修し、試験に合格した場合には、所定の単位修得証を授与する。

(その他)

第43条 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

## 第9章の2 研修生

(研修生)

第43条の2 本学の学生以外で、本学の「こども臨床研究所」の運営する「保育臨床研修コース」での研修を希望する者は、選考の上研修生として入学を許可することができる。

(その他)

第43条の3 研修生に関して必要な事項は別に定める。

## 第9章の3 聴講生

(聴講生)

第43条の4 本学の学生以外で、一又は複数の授業科目の受講を希望する者は、選考の

上聴講生として入学を許可することができる。

(その他)

第43条の5 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

## 第10章 附属施設

(図書館)

第44条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

(こども臨床研究所)

第44条の2 本学にこども臨床研究所を置く。

2 こども臨床研究所に関して必要な事項は別に定める。

(附属学校)

第44条の3 本学に次の附属学校を置く。

千葉明德短期大学附属幼稚園

2 附属学校に関する規則は別に定める。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第45条 品行方正、学術優秀な者及び学生として他の模範とするに足る行為があった者はこれを表彰する。

(懲戒)

第46条 本学の学則及びその他の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会の審議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

(退学の条件)

第47条 退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(その他)

第48条 懲戒処分に関して必要な手続きは別に定める。

## 第12章 その他

(改廃)

第49条 本学則の改廃は、教授会の審議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

## 付 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし昭和47年度以前の入学者については、第4条、第6条及び第37条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし昭和48年度以前の入学者については、第4条、第37条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし昭和49年度以前の入学者については、第4条、第37条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし昭和50年度以前の入学者については、第4条、第6条及び第37条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし昭和51年度以前の入学者については、第4条、第6条及び第37条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし昭和52年度以前の入学者については、第4条、第6条及び第37条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし昭和53年度以前の入学者については、第4条別表、第6条及び第37条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし昭和54年度以前の入学者については、第4条別表及び第37条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし昭和55年度以前の入学者については、第4条別表、第6条及び第37条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし昭和56年度以前の入学者については、第19条別表、第21条及び第28条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし昭和57年度以前の入学者については、第19条別表及び第28条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし昭和58年度以前の入学者については、第19条別表及び第28条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし昭和59年度以前の入学者については、第28条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし昭和60年度以前の入学者については、第30条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし昭和61年度以前の入学者については、第30条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし昭和62年度以前の入学者については、第20条別表及び第30条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし昭和63年度以前の入学者については、第20条別表及び第30条の規定は適用しない。また、第30条の規定は、費目についてのみ適用し、金額については当該年度学則の総額を変更しないように修正して準用する。

付 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし平成元年度以前の入学者については、第20条、第22条、第24条及び第30条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし平成2年度以前の入学者について

ては、第30条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし平成3年度以前の入学者については、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条及び第31条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし平成4年度以前の入学者については、第21条及び第31条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし平成5年度以前の入学者については、第20条、第21条及び第23条及び第31条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし平成6年度以前の入学者については、第31条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし平成7年度以前の入学者については、第31条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし平成9年度以前の入学者については、第21条、第23条及び第31条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし平成9年度以前の入学者については、第21条、第23条及び第31条の規定は適用せず、また、これら条項に対応する旧学則の条項の適用にあたり必要ある場合には、適宜「保母」を「保育士」と読み替えて適用する。

付 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし平成11年度以前の入学者については、第21条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし平成13年度以前の入学者については、第21条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし平成15年度以前の入学者については、第31条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし平成16年度以前の入学者については、第21条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成18年1月20日から施行する。

付 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし平成18年度以前の入学者については、第21条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし平成19年度以前の入学者については、第21条及び第22条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし平成21年度以前の入学者については、第21条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし平成22年度以前の入学者については、第21条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし平成23年度以前の入学者については、第21条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成24年6月1日から施行する。ただし第21条別表2は、平成23年度入学者に限り適用する。また、平成22年度以前の入学者については、第21条の規定は適用しない。

付 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月26日理事会承認）

この学則は、平成27年7月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、本学則による改正前の第31条及び第32条の規定を適用する。

また、第21条別表については、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、本学則による改正前の規定を適用する。

付 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、本学則による改正前の第21条別表を適用する。

付 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者については、本学則による改正前の第31条の規定を適用する。

付 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者については、本学則による改正前の第21条別表を適用する。

付 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第31条の規定は令和5年度以降の入学者について適用する。

付 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第31条の規定は令和6年度以降の入学者について適用する。

付 則

この学則は、令和6年7月1日から施行する。